

令和6年度ひょうごDX実践・人材育成事業
(兵庫県地域活性化雇用創造プロジェクト)

令和6年度メニュー型DX研修受講要件

本事業における「DX人材育成研修」を受講するためには、下記の1)～5)の全ての条件を満たすことが必要です。なお、申請にあたり虚偽の申請を行った場合には、研修にかかる費用および、その損害賠償に関わる費用をNIROより受講申請者に請求する場合があります。

- 1) 兵庫県下の企業であり、兵庫県地域活性化雇用創造プロジェクトに参加していること。(支援申請時に参加登録することができます)
- 2) DXの取組みを実施または実施予定の対象事業者であること。
(対象事業者の定義は表1を参照)
- 3) NIROが実施する雇用状況の調査に協力すること。

各研修は「兵庫県地域活性化雇用創造プロジェクト」の一環として行います。プロジェクトは事業を通して、正社員雇用の創出を図ることを目的としているため、プロジェクトによる支援を受けた企業には、NIROが実施する新規雇用にかかる調査^(注)に協力をお願いしております。

(注) 調査内容：兵庫県内の事業所における新規正規雇用の有無、入社時の年齢、職種、勤務地、生年月日、雇用条件(時間外労働時間が20時間を超えないか、月例所定内給与が一定金額を超えるか)等

- 4) 受講申請者が、受講を申請する研修の研修実施企業と資本の繋がりの無いこと。
- 5) 兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記の誓約を行うこと。
 - ① 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - ② 兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号。)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - ③ 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記①又は②に該当する者をその受託者とししないこと。
 - ④ 上記①、②及び③に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他(公財)新産業創造研究機構が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

表1「ひょうご次世代産業DX導入・人材育成プロジェクト」の対象分野・業種

対象事業者	対象業種に該当し、良質な雇用を創出するため事業拡大を目指す「兵庫県内の事業所」
対象業種	➤ 製造業 ➤ 製造業のDXなどを支援する情報通信業

※対象業種が不明な場合は、事前に事務局にお問い合わせください。